

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル  
中東編



2009年3月

の生産に直接的又は間接的に寄与する材料の技術的、商業的及び産業上の秘密並びに職務又は施設に関連し、これを暴露すると雇用者の福祉を損なうような一切の職業上の秘密を保持する義務を負う。

サウジアラビアでは、ノウハウ実施許諾契約を含む営業秘密契約に対する違反は、一般に契約違反として扱われる。損害を受けた者は、違反者に対する民事訴訟を不服審査委員会（第一審法廷）に提起できる。損害賠償を請求する場合には、実際の損失額及び損害額のみが認められる。

### 3. 不正競争

不正競争を規制するサウジ法はないものの、不正競争の防止は、イスラム暦 1425 年 4 月 26 日（2004 年 6 月 14 日に対応）付けの国王命令第 138 号により発出されたサウジ競争法及びその施行規則により執行することができる。

同法は、反トラスト及び独占について扱うものの、公正な競争に反するとみなされる活動を規定することで、不正競争について間接的に扱う規定を設けている。施行規則の第 6 条は、不正競争であるとみなされ、競争法の規定に反する活動を規定する。競争相手に対して不正に有利になることを狙いとする活動又は他の事業者が効果的に取引すること不正に妨げる活動は、一般に禁じられている。

損害を被った者は、競争法に対する違反者を、5 名の委員で構成される委員会に告訴することができる。施行規則の第 20 条によれば、この委員会が、刑罰として拘禁刑が適当であると考えた場合、その事件を不服審査委員会（第一審法廷）に付託する。委員会の決定に対しては、これが通知された日から 60 日以内に不服審査委員会に提訴することができる。

同法の第 18 条は、管轄権を有する裁判所（不服審査委員会）に訴訟を提起することで、損害賠償を請求できると規定する。

同法の第 12 条は、違反者に対して 500 万サウジ・リヤル以内の罰金を科し、再犯者の場合には、刑罰を加重できると規定する。また、判決は、違反者の費用により公告する。

---

## 第 7 節 技術移転

---

### 1. 政府の政策

1980 年に設置されたアブドゥラジズ王科学技術都市（KACST）は、サウジアラビアにおける科学技術の振興及び強化に関する国策の策定及び提案を担当する。また、同都市は、国内の、又は国際的な科学学術機関と共同研究を行い、人材の能力開発のための奨学金も提供する。

科学技術国家政策は、サウジアラビアの科学技術及び技術革新の未来を描いている。この政策は、学習、教育及び優れた業績を奨励する。また、状況の改善及び目的達成のための大まかな方針及び指針を定め、生活水準及び生活の質の向上、科学技術及び技術革新のための制度の立案、科学技術分野の人材の資格取得、科学的研究の育成、科学技術を対象とする規則の開発及び世界の他の国々及び機関との技術協力に主眼を置く。

この政策は、国家開発計画に沿った次の10大戦略原則を柱とする。

- a) 科学技術及び技術革新に関する制度開発のための包括的なビジョンの採用。
- b) 科学技術分野において必要とされる望ましい発展に沿った教育及び訓練機能の活性化並びにその量的及び質的効率の改善。
- c) 科学研究及び技術開発に関係する国家的能力を育成、開発及び協調させるための手段及び方法の整備。
- d) 科学研究及び技術開発のための基本方針の採用。
- e) 科学技術及び技術革新に関係する国家制度の下で行われる活動に配分される財政的支援資源の開発及び分散。
- f) 生産部門及びサービス部門の生産性及び競争力を高めるための適正技術の移転、土着化及び開発の強化。
- g) 国家人材の創造性及び革新性の支援、育成及び奨励。
- h) 科学技術及び技術革新のための国家制度の業績を規律する規則の開発。
- i) 湾岸諸国、アラブ諸国、イスラム諸国との、また国際レベルにおける、科学技術協力の様々な側面の開発。
- j) 科学技術情報の入手及びアクセスを容易にすること。

また、政府は、2007年に国家電気通信情報技術計画を公表した。この計画では、サウジアラビア王国における電気通信、情報技術及び技術移転を強化し、発展させるための将来的な戦略指針の概要を示している。この計画は、科学技術及び電気通信に関係する政府のビジョンの概略を示したものである。

## 2. 技術移転法

サウジアラビアには、特に技術移転について扱う法律はないものの、特許及びノウハウの実施権設定契約などにより、技術移転を規律することができる。

## 3. 技術移転契約

技術移転の場合には、フランチャイズ、代理、著作権及び商標などの大部分の契約とは異なり、特にこれに関する契約を扱う法律は存在しない。このような契約は、一般に、基本的な契約法により規律されるものの、当該契約書の作成者は、やはり、対象となる業種の特性及びニーズが反映されるような形でこれを作成する必要がある。サウジアラビアにおいて、契約の当事者は、サウジ法、規則及びイスラム法に反しない限り、いかなる条件

も合意できる。

#### 4. ノウハウ／営業秘密／特許ライセンス契約

ノウハウ／営業秘密／特許を譲渡することは、これらを商業化するための効果的な方法であるが、サウジアラビアにおいては、依然として、使用／実施権の利用される頻度が高く、これが一般的な方法になっている。

特許の場合、サウジアラビアでは、付与された特許にのみ保護が与えられるため、特許の所有者が、侵害の可能性に対して自らを防衛するためには、第三者に使用／実施権を設定する前に、特許の登録を確保することが重要である。さらに、特許の使用／実施権の効力が第三者に及ぶためには、所定の手数料を払い、これが KACST の登録簿に登録されなければならない。

また、過小評価されるのを避けるため、知的財産評価を行うことで、使用／実施権の価値を調べることも不可欠である。使用／実施権者は、使用／実施権を得るために、通常は、ロイヤルティーを支払わなければならない。ロイヤルティーは、特許の場合には、特許の存続期間、つまりサウジアラビアの場合には 20 年間、また、ノウハウ又は営業秘密の使用権設定契約の場合には、契約で定めた期間分支払うのが普通である。従って、使用／実施権を設定する場合、通常、この期間にわたるロイヤルティーの総額を契約書に記載し、また、ロイヤルティーを支払わなかった場合には、使用／実施権設定契約に対する違反となり、使用／実施権設定者に使用／実施権設定を解除する権利があることを使用／実施権設定契約に明記すべきである。

他の国々では、一般に、紛争になった場合、時間と費用を節約するため、裁判所よりも仲裁を付託することが望ましいとされる。しかしながら、サウジアラビアの場合には、これが当てはまらない。サウジ仲裁法の下で、当事者は、当事者間に別段の合意があるかどうかにかかわらず、仲裁裁定の正式な通知の日から 15 日以内に裁定に異議を申し立てることができる。従って、仲裁は、最終的には裁判所の判決に代わる選択肢とはなり得ない。

さらに、サウジアラビアにおいて外国における仲裁裁定を執行したい者は、次の要件を満たさなければならない。

- a) 裁定を得た外国の法域において、相互主義の原則の下にサウジアラビアの裁判所の判決が執行されていること。
- b) 外国で得た裁定の条件が、サウジアラビアで執行されるイスラム法に適合すること。

#### 5. 租税

商業的契約／取引にもとづいたサウジアラビア国外への一切の送金には、最高税率 15% の源泉徴収税が課される。これは、サウジ所得税法の第 68 条及び所得税法施行規則の第 63 条にもとづいた措置である。

第 63 条は、王国内において恒久的施設を持たない一切の非居住者が、王国を源泉とした

所得を獲得した場合、その所得は課税の対象となり、次に掲げる税率にもとづき収入総額から税金が徴収されると規定する。

- a) マネジメント・フィー 20%
- b) ロイヤルティーや本社又は関連会社に支払われた役務の対価 15%
- c) 賃貸料、技術又はコンサルティング・サービス料、航空切符代金又は陸海運賃、国際電話サービス料金、配当金、ローン収入、保険料又は再保険料 5%
- d) その他支払い 15%

サウジアラビアでは、契約を結ぶ前に、税務及び契約条件について国内の専門家の助言を求めることが重要である。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル 中東編

[著者]

〈UAE およびサウジアラビア〉

Al Tamimi & Company, United Arab Emirates

〈イラン〉

Law office of Albert Bernardi,

Dr. Albert Bernardi

日本貿易振興機構

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2009 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2009 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。